

●香川県告示第217号

香川県中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。

平成26年5月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県中小企業等協同組合法施行規程

香川県知事が所管する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に関して、同法及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号）の規定に基づき行政庁が定めることとされている事項については、中小企業等協同組合法施行規程（平成20年金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）第6条から第16条までの規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成26年5月9日から施行する。

（香川県中小企業等協同組合法施行規程の廃止）

2 香川県中小企業等協同組合法施行規程（平成19年香川県告示第426号）は、廃止する。